

第 28 号
2011.4.27

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

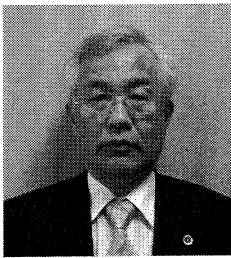
京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



更なるご支援と積極的なご活用を！

京都弁護士会 会長 小川 達雄

京都弁護士会には人権救済基金が設置されており、人権救済基金運営委員会によって運営されています。これは、「人権の救済と伸長をめざす活動を推進する資金に充てるため」に設置された基金であり、会の内外からの寄付金をその主な財源としています。

京都府内に住所や営業所を有する人や勤務、就学している人、過去にそういうことがあった人がこの基金に援助を申請すれば、法律扶助の決定を受けることができない事案や、その決定を受けても援助金だけでは不十分な事案の場合、80万円を上限として、①訴訟に要する費用、②訴訟外の手続に要する費用、③弁護士費用について、委員会の審査を経て援助を受けることができます。対象となるのは、高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など人権の保障がまだ十分でない状態にある者の人権で、その解決が公益的意義を有する事案です。

1993年にこの基金が設置されて以来、現在までの17年間に合計54件がこの基金から援助を受けています。一審だけでなく、上訴審も別事件として援助を受けることができ、また、一審段階では援助を受けていなくても上訴段階から援助を受けることもできます。

弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあり、弁護士会はこの弁護士の使命及び職務に鑑みて、弁護士の指導、連絡及び監督の事務を行うことを目的としています。裁判を受ける権利が憲法の定める基本的人権のひとつであることはいうまでもありません。この基金はこれらを具現化するひとつの方策として設置され、運用されています。会員のみなさまが積極的にこの制度を活用いただくとともに、この財源の維持のために寄附や維持会員となってこの基金を支えていただくことも併せて、よろしく願いいたします。

第15回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 石地春樹

1 はじめに

平成23年1月22日(土)に、京都弁護士会地階大ホールにおいて「第15回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。

15回目の開催を迎えたこの集いは、京都弁護士会人権救済基金制度、日本司法支援センター(法テラス)など、様々な法律援助制度を紹介して、広く市民の皆様を知って頂き、制度の普及や支援を図ることを目的として開催されております。

当日は気温が低く非常に寒いにもかかわらず、開会時間の30分前から会場には多くの市民の皆様がお越しになり、最終的な参加人数は100人を超えることとなりました。このつどいを、市民の皆様がとても楽しみにしておられることを大いに実感いたしました。

2 開会挨拶

開会に際し、安保嘉博京都弁護士会会長から開会の挨拶が行われました。安保会長からは、人権救済基金がこれまで数多くの事件に役立ってきたこと、今後も更なる基金の充実、基金からの支援が必要であるとの話がありました。

続いて、島崎哲朗人権救済基金運営委員会委員長より、人権救済基金を含む日本国の法的支援制度について説明がありました。日本国における裁判を受ける権利への公的支援や、他国の制度との比較、各国の国民一人当たりへの支援額などについて話があり、特に日本国民一人当たりへの支援額僅か34円であると話された際には、会場が大きく響けました。島崎委員長からは、他国における支援額との比較に関する資料も配付され、会場の皆様はとても興味深そうに資料をご覧になっておられました。

3 事例報告

実際に人権救済基金を利用された竹下義樹京都弁護士会会員より、事例報告が行われました。竹下会員は遺族補償給付等不支給決定取消請求事件及び労働災害損害賠償請求事件の原告代理人として、事案の概要、訴訟での争点、人権救済基金の貢献度などを話されました。事件が妻子を残して亡くなられた方の問題であっただけに、会場は非常に静粛な雰囲気でした。



事例報告をする竹下義樹会員

4 ミニコンサート

竹下会員の事例報告の後、若干の休憩時間を挟み、第2部であるグラツツェ・デュオさんのミニコンサートが行われました。ヴァイオリンを井上奈穂子さん、ピアノを山村夏美さんが演奏され、「星に願いを」「ジュピター」「上を向いて歩こう」「情熱大陸」など聞き覚えのある曲を披露して頂きました。生で聞く演奏は音の響きを直に感じることができ、私自身も自分の仕事を忘れて聴き入ってしまいま

した。また、演奏の合間にはヴァイオリンという楽器についてのご説明もあり、会場の参加者からも弓の保管方法などについて質問がありました。最後は「ふるさと」など3曲を演奏して頂き、会場の皆様も曲に合わせて一緒に合唱をされました。また、お二人に花束を贈呈した後、アンコール演奏もご披露して頂きました。

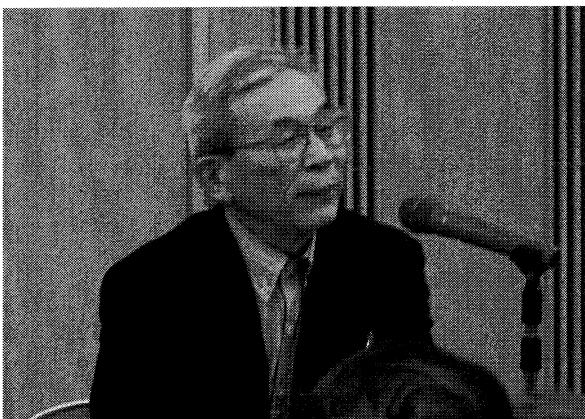


山村夏美さん（左）・井上奈穂子さん（右）

5 熊谷栄三郎さんの講演

ミニコンサートが終わり、若干の休憩時間を挟んだ後、エッセイストの熊谷栄三郎さんより「老いを楽しむ。自然の中で、社会の中で」と題した講演をして頂きました。

冒頭、元新聞記者らしく「最近の役所の文章は難しすぎて分かりにくい。その代表として日本国憲法の前文が挙げられる」などのお話があり、会場の皆様も深く共感しておられました。



講演者の熊谷栄三郎さん

熊谷さんは、老いを楽しむこと、死を楽しむことなどを、周囲の知人の実例などを挙げら

れてお話になられました。また、熊谷さんは非常に多くのご趣味をお持ちであり、そば打ち、粒あん、不味い物、などについて独自の協会などを立ち上げておられ、特に粒あんに関しては「日本粒あん協会」のホームページも作成されているとのことでした。私も、帰宅後にインターネットで検索してみたところ、実際に協会のホームページを発見して驚きました。

熊谷さんのお話は非常に楽しく、会場内が大いに盛り上がったこともあり、最終的に終了時間を約20分も超過することとなりましたが、会場の多くの方々が最後まで残って講演に耳を傾けておられました。

6 最後に

私は、今回初めてつどいに参加させて頂きましたが、参加者の多さに驚くとともに、人権救済基金を含めた法的支援制度に対する市民の皆様の関心の高さを強く感じました。今後も、つどいを継続的に開催することで、より多くの市民の皆様に、人権救済基金の存在を知って頂き、数多くの事件でご利用して頂ければと思っております。



障害補償給付支給処分取消請求事件

—外貌醜状障害の等級が男女同一になりました

弁護士 糸 瀬 美 保

1. 違憲判決確定

2010年5月27日、京都地方裁判所は、業務上災害による男性の著しい外貌の醜状障害について12級と定める労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」を違憲と判断し、原告に対する労働基準監督署長(処分行政庁)の障害補償給付の支給に関する処分を取り消しました。

外貌醜状について男女差を設けている「障害等級表」に対する初めての違憲判決でした。しかも同年6月11日、国の控訴断念を受けて本判決は確定しました。

2. 労災事故で全身大やけど

原告男性は、1995年、勤務先で金属の溶解作業に従事していた際、水蒸気爆発により高温(1000℃以上)の溶解炉から溶けた金属が吹き上がるという労災事故に遭いました。吹き上がり、飛散した高温の金属で作業服が燃え上がり、原告は大火傷を負いました。

2004年2月には労災保険による治療は打ち切れ、同年12月までの約10年間で16回に及ぶ手術を受けましたが、右頬、顎、頸、胸部全域、腹部のほぼ全域、腹から背中にかけて、上肢、下肢に瘢痕及び瘢痕拘縮による著しい醜状が残りました。原告は、症状固定後も火傷した皮膚のかゆみや痛み、炎症などに苦しみました。

3. 障害等級表の男女差別

処分庁は、原告の上肢及び下肢の醜状障害と胸部、腹部など露出面以外の醜状障害について準用第12級とし、これと外貌の著しい醜状障害を併合して11級と認定しました。

これは、「障害等級表」が外貌醜状障害について次のように規定しているためです。

- 第7級の12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの
- 第12級の13 男性の外貌に著しい醜状を残すもの
- 第12級の14 女性の外貌に醜状を残すもの
- 第14級の10 男性の外貌に醜状を残すもの

そこで本件では、この「障害等級表」は、憲法14条1項後段において明示的に禁止されている性別による差別的取り扱いを規定するものであり違憲であるとして処分の取消しを求めました。

4. 障害等級表の沿革

「障害等級表」の前身は、昭和11年に改正された工場法の別表です。現在の「障害等級表」は、男女平等を謳った憲法の下、1947年9月に施行されましたが、醜状に関しては、工場法別表で規定されたのと全く同様の男女差別規定が置かれました。

その後、男女雇用機会均等法が制定・改正され、労基法が改正されるなどして、労働法制の分野では女性への差別のみならず男女双方の差別禁止、男女平等の徹底強化が指向されてきたにもかかわらず、「障害等級表」は1947年当時のまま現在に至りました。

5. 本判決の意義

被告国は、外貌の醜状障害が第三者に与える嫌悪感、本人の精神的苦痛、これらによる就労機会の制約には男女に差異があることを理由に本件差別は合理的であると主張し、その根拠として、労働力調査、化粧品等の売り上げや広告費に関する統計、交通事故の裁判例、国政調査の結果を挙げました。

本判決は、国勢調査の結果を除いていずれも

合理性の根拠とはならないとしました。また国勢調査の結果についても、外貌醜状障害について損失補償が必要である職業につく割合が男性に比べて女性の方が大きいということがいえるとはしたものの、本件の差別的取扱いの合理性を説明するには根拠が弱いとしました。また、外貌醜状障害により受ける影響について男女間に差異があるという社会通念自体は否定しなかったものの、その根拠は必ずしも明確ではないとしました。

その上で、著しい外貌醜状障害について男女の性別によって5級もの差を設けた「障害等級表」は、合理的理由なく性別による差別的取扱いをするものとして、憲法14条1項に違反すると判断しました。この点はやはり、男女の性差だけで、かたや年金、かたや一時金というように補償に大きな差を生じさせる5級もの等級の違いが判断に作用したと思われる。

6. 障害等級表の改正

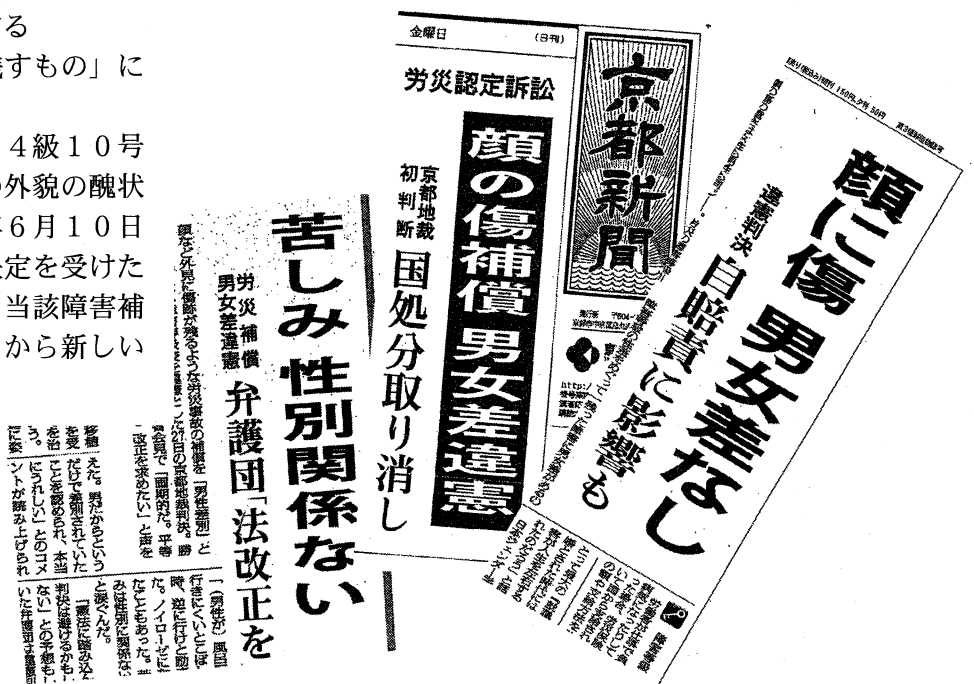
厚労省は、違憲判決後も、原告に対して女性と同じ等級とする処分を行いませんでした。そこで原告は、2010年9月30日、女性と同様の処分を行うよう義務付け訴訟を提起しました。

その間に厚労省は、本件違憲判決の確定を受けて「障害等級表」の外貌醜状障害の等級を改正し、2011年2月1日、施行しました。

改正の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 外貌醜状に関する男性の等級を改正前の女性の等級と同一のものとする
- (2) 外貌に「相当程度の醜状を残すもの」について9級を新設する。
- (3) 改正前の12級13号又は14級10号に該当し（すなわち、男性の外貌の醜状障害について）、2010年6月10日以降に障害補償給付の支給決定を受けた者又は受ける者については、当該障害補償給付の支給事由が生じた日から新しい障害等級表を適用する。

- (左) 京都新聞 2010年5月28日
 (中) 京都新聞 2010年5月28日
 (右) 朝日新聞 2010年5月28日



7. 人権救済基金による男女差別の解消

厚生省（原処分庁）は、上記「障害等級表」の改正と同時に、原告に対して併合6級の認定処分を行いました。

原告は、2004年の症状固定後7年経過して、ようやく救済されたこととなります。そこで、義務付け訴訟は取り下げました。

労災保険の処分に対する不服申立は、審査請求や再審査請求を経て、処分取消訴訟を提起する必要があることから、外貌醜状に関する障害等級表の不平等については、泣き寝入りしてきた男性も数多くいたことと思われます。今回、再審査請求却下を受けて、処分取消訴訟や義務付け訴訟を提起するにあたっては、人権救済基金の援助が大きな力となりました。違憲判決という成果を得るためには、諸文献の調査や学者意見書を提出する必要性がありましたが、これにも人権救済基金の援助金を活用させていただきました。

労災保険の「障害等級表」は、自賠責保険の後遺障害別等級表や国家公務員、地方公務員の災害補償における障害等級表など様々な障害等級を定める際の参考とされており、同様の内容となっていることから、今回の労災障害等級表の改正を受けて、これらの「障害等級表」も改正されることになります。

人権救済基金の援助を得て勝ち取った本判決は、原告に対する救済に役立ただけではなく、外貌醜状に関する障害等級の男女差別を解消するという歴史的成果を産んだのです。

* これまでの取扱事件一覧 *

受付日	援助番号	事件名
93/11/02	1	恩給受給地位確認等請求事件
93/11/15	2	豊田商事事件国家賠償請求事件
94/07/21	3	外国人労働者未払賃金等請求事件
95/02/27	4	一条山開発許可処分取消請求事件
95/05/08	5	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
95/06/26	6	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
95/08/21	7	家庭教師賃金支払等請求事件
96/01/09	8	障害者の刑事事件（上告）
96/09/09	9	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
97/02/17	10	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
97/05/28	11	ヤコブ病損害賠償請求事件
97/09/16	12	桂高校制服問題事件
98/06/03	13	8号事件の差戻審事件
98/02/26	14	浮島丸公式陳謝等請求事件
98/12/15	15	5号事件（控訴）
99/06/04	16	1号事件（控訴）
00/05/28	17	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
00/12/28	18	日栄不当利得返還請求事件
01/01/18	19	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
01/02/09	20	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
01/04/09	21	レンタルハウス被害者救済事件
01/05/31	22	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
01/12/13	23	5号事件（上告）
01/07/09	24	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
02/08/22	25	ホームヘルパー養成講座事件
02/10/24	26	14号事件（控訴）
02/12/04	27	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
03/02/28	28	20号事件（控訴）
03/02/28	29	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
03/11/11	30	中国残留孤児国家賠償請求事件
03/12/03	31	17号事件（控訴）
03/12/04	32	20号事件（控訴 追加援助）
03/12/24	33	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
04/04/13	34	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
04/05/31	35	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
05/03/09	36	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
05/05/12	37	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
05/06/03	38	29号事件（控訴 追加援助）
05/08/24	39	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
05/10/20	40	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
06/01/06	41	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
05/10/28	42	33号事件（追加援助）
06/03/06	43	27号事件（控訴）
07/03/27	44	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
07/06/13	45	嘱託職員賃金差別事件
08/06/10	46	36号事件（上告）
08/10/22	47	45号事件（控訴）
09/04/20	48	障害補償給付支給処分取消請求事件
09/06/15	49	入学金返還等請求事件
10/01/27	50	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件

次ページへ続く

前ページからの続き

受付日	援助番号	事件名
10/06/04	51	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
10/08/05	52	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
10/10/25	53	国家賠償請求事件 (DVの被害届に関連する二次被害)
11/02/10	54	破産債権届出事件 (障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産)



収入の部

=2010年度人権救済基金報告=



支出の部

科目	'10年度予算額	'10年度決算額
1 会員寄附金	800,000	813,000
2 会員外寄附金	400,000	124,050
3 償還金	0	300,000
4 受取利息	4,000	2,623
5 雑収入	250,000	249,758
当期収入合計(A)	1,454,000	1,489,431
前年度繰越金	10,763,360	10,763,360
収入合計(B)	12,217,360	12,252,791

科目	'10年度予算額	'10年度決算額
1 援助金	3,500,000	2,700,000
2 活動費	1,000,000	586,672
3 雑費	10,000	4,000
4 予備費	7,707,360	0
当期支出合計(C)	12,217,360	3,290,672
当期収支差額(A-C)	△10,763,360	△1,801,241
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,962,119

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。



「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

